

## 岡山市社会福祉法人等指導監査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉事業の適正な実施の確保及び健全な発達を図るため、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)その他関係法令に基づき、岡山市が社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設(以下「法人等」という。)に対し実施する指導監査について、必要な事項を定めるものとする。

### (指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び次に掲げる社会福祉施設のうち、岡山市所管の法人等とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める救護施設及び医療保護施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に定める障害者支援施設
- (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に定める幼保連携型認定こども園

### (指導監査の類型及び周期)

第3条 指導監査は、一般監査及び特別監査とする。

2 一般監査は、定期監査、臨時監査及び確認監査とする。

3 定期監査は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人(以下「法人」という。)に対する定期監査は、毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、別表1の周期により、実地において行う。ただし、法人に対する定期監査と併せて社会福祉施設(以下、「施設」という。)に対する定期監査を実施することが効率的かつ効果的であると認められる等特別の事情のある場合は、別表1中「3箇年に1回」とあるのを、「3箇年に1回を超えない範囲で1回」と読み替えるものとする。
- (2) 社会福祉連携推進法人(以下「連携推進法人」という。)に対する定期監査は、毎年度連携推進法人から提出される報告書類により連携推進法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、別表2の周期により、実地において行う。
- (3) 施設に対する定期監査は、別表3のとおり周期で実地において行う。

4 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、定期監査を年1回実地において行うものとする。

- (1) 法人及び連携推進法人設立後又は施設開設後、定期監査が3回以下の法人等
- (2) 前年度、定期監査を実施しなかった施設
- (3) 前年度、次条第2号に規定する項目について、書面による定期監査を実施した施設

5 前2項の規定にかかわらず、次の施設に対する定期監査は、必要に応じて行う。

- (1) 医療保護施設
- (2) 助産施設

6 新たに設立された法人及び連携推進法人に対する定期監査は、設立年度又は次年度の早期に実施し、また、新たに開設された施設に対する定期監査は、開設後おおむね6か月以内に実施する。

- 7 臨時監査は、法人等の運営等に問題が発生した場合、又は通報等でそのおそれがあると認められる場合、随時実地において行うものとする。
- 8 確認監査は、指導監査で指示した事項の改善状況を確認するため、随時実地において行うものとする。
- 9 特別監査は、次のいずれかに該当する法人等を対象に、随時実地において行うものとする。
  - (1) 監査指示事項が放置され、改善の姿勢が認められないもの
  - (2) 法令、諸規程、厚生労働省諸通知等に違反し、又は抵触し、法人等の運営に著しい支障を及ぼすと認められるもの
  - (3) 理事長、施設長等の専断により、法人等の運営に著しい支障を及ぼすと認められるもの
  - (4) 予算、決算、会計経理及び財産管理の状況に著しい不正が認められるもの
  - (5) 施設従事者の処遇が労働基準法等関係法令・通知に違反するなど著しく劣悪であり、施設運営に支障を及ぼすと認められるもの
  - (6) 施設の利用者に対する処遇が著しく劣悪と認められるもの
  - (7) その他法人等の運営に著しく不備があり、社会福祉事業又は社会福祉連携推進業務に対する信頼を傷つけると認められるもの

(指導監査項目)

第4条 指導監査は、次の項目について行う。

- (1) 法人にあつては、法人の組織運営、事業、管理に関する事項

ただし、法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人について、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、管理に関する事項の一部を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、当該除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。また、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下、「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人について、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類（「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日付け社援基発0427第1号）に規定するもの。以下、「支援業務実施報告書」という。）により、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると判断される場合は、管理に関する事項の一部を省略することができる。

- (2) 連携推進法人にあつては、法人の組織運営、業務、管理に関する事項

ただし、法第127条の規定に基づき会計監査人を設置している連携推進法人及び会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、連携推進法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であつて、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）を実施している連携推進法人について、当該監査の際に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第107条第1項の規定に基づき作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、管理に関する事項の一部を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、当該除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

- (3) 施設にあつては、施設の運営管理、利用者処遇、会計経理に関する事項

ただし、幼保連携型認定こども園の設置者が、当該認定こども園の運営に係る会計について

外部監査（公認会計士又は監査法人の監査）を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、会計監査を省略することができる。

#### （定期監査の実施）

第5条 定期監査の実施に当たっては、本市の前年度における指導監査結果の問題点等を考慮して、毎年度当初に、定期監査に係る実施方針及び重点事項を定めるとともに、実施計画を策定するものとする。

- 2 定期監査の実施に当たっては、事前に法人等に対し、監査の期日、監査を行う職員の職、氏名、監査の場所その他監査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。
- 3 定期監査の実施に当たっては、法人にあつては代表者から、施設にあつては施設の長から、事前に監査資料を提出させ、監査資料及び前回の指導監査の結果等の分析及び検討を行い、あらかじめ問題点の把握に努めるものとする。

#### （臨時監査等の実施）

第6条 臨時監査、確認監査及び特別監査の実施に当たっては、事前に法人等に対し、監査の期日、監査を行う職員の職、氏名、監査の場所その他監査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

#### （指導監査の実施体制）

第7条 指導監査は、2名以上の職員で行うものとし、その内1名は、原則として係長以上の職にあるものとする。ただし、書面による場合は、この限りではない。

- 2 指導監査を実地において行う場合は、法人にあつては法人の理事、施設にあつては施設の長以下関係職員を立ち合わせるものとする。
- 3 指導監査の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。
  - (1) 公正不偏を旨とし、指導援助的な態度で臨み、関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮する。
  - (2) 是正改善が必要な事項その他の問題点について、その発生原因の究明に努め、適正な指導又は指示を行う。
- 4 指導監査を実地において行った場合は、終了後、法人等の関係者の出席を求め、指導監査の結果について講評を行うものとする。

#### （指導監査後の措置）

第8条 指導監査を行った職員は、指導監査後、速やかにその結果について復命するものとする。

- 2 指導監査の結果、改善を要する事項のうち、重要なものについては、当該法人等に期限を定めて改善状況、改善計画等の報告を求めるものとする。
- 3 法人等から報告された改善報告の内容が不十分である場合は、継続して指導を行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、改善がなされず、又は改善される見込みがないと認める場合は、必要に応じて関係法令に基づき、次に掲げる事項等所要の措置を講ずるものとする。
  - (1) 改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告（以下「改善勧告」という。）
  - (2) 改善勧告を受けた法人が、当該勧告に従わなかったときは、その旨の公表
  - (3) 改善勧告を受けた法人が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令（以下「改善命令」という。）
  - (4) 改善命令に従わないときは、業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員への解職勧告又は

## 解散命令等

### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月19日から施行し、平成25年4月1日以降の実施に係る指導監査から適用する。
- 2 岡山市社会福祉施設等指導監査実施要綱（平成9年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成28年1月19日から施行し、平成27年4月1日以降の実施に係る指導監査から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月13日から施行し、平成29年4月1日以降の実施に係る指導監査から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成29年5月25日から施行し、平成29年4月1日以降の実施に係る指導監査から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以降の実施に係る指導監査から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降の実施に係る指導監査から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降の実施に係る指導監査から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月5日から施行し、令和5年4月1日以降の実施に係る指導監査から適用する。

別表 1

適用要件	周期
法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められない場合で、かつ、当該法人が経営する施設及び事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が認められない場合	3 箇年に 1 回を原則 (※)
会計監査人の監査や公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性及び適正性並びに法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断する場合	活用状況に応じて 以下の取扱いが可能
<p>法第 36 条第 2 項及び法第 37 条の規定に基づき会計監査人を設置している場合で、かつ、法第 45 条の 19 第 1 項及び社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。）第 2 条の 30 の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合</p>	5 箇年に 1 回まで延長可
<p>法第 45 条の 19 の規定による会計監査人による監査に準ずる監査が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合</p>	5 箇年に 1 回まで延長可
<p>専門家の支援を受け、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類が提出された場合</p>	4 箇年に 1 回まで延長可
<p>苦情解決への取組が適切に行われており、以下のいずれかの内容に積極的に取組み、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス第三者評価事業の受審、公表 （ISO 9001 認証取得施設も同様とする）</li> <li>・地域社会に開かれた事業運営</li> <li>・先駆的な社会貢献活動の取組</li> </ul>	4 箇年に 1 回まで延長可
上記以外の法人	継続的な実施

(※) 法人監査と施設監査の監査周期が異なる場合、それぞれの周期で実施することが非効率であり、併せて実施することが所轄庁と法人の双方に効率的・効果的である場合など特別な事情がある場合は、異なる周期の設定が可能。

別表 2

適用要件	周期
連携推進法人の運営について、法令及び通知等（連携推進法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められない場合	3箇年に1回を原則 （※）
会計監査人の監査や会計監査人による監査に準ずる監査を実施している場合において、その結果等に基づき連携推進法人の財務状況の透明性及び適正性並びに連携推進法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断する場合	活用状況に応じて 以下の取扱いが可能
<p>法第127条の規定に基づき会計監査人を設置している場合で、かつ、一般法人法第107条第1項の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合</p>	5箇年に1回まで延長可
<p>会計監査人を設置していない連携推進法人において、会計監査人による監査に準ずる監査が実施されている場合、かつ、一般法人法第107条第1項の規定に基づき作成される会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合</p>	5箇年に1回まで延長可

（※）ただし、運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度提出される報告書類の内容から運営状況に問題があると認められる場合には、原則によらず必要の都度、一般監査を行うこととする。

別表 3

施設種別	周期
救護施設	<p>年 1 回</p> <p>ただし、前年度における実地監査の結果、特に重大な運営上の問題点がない施設については 2 箇年に 1 回、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については 3 箇年に 1 回とすることができる。</p>
障害者支援施設	<p>年 1 回 (※)</p> <p>ただし、指定障害者支援施設である障害者支援施設については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」(平成 26 年 1 月 23 日障発第 0123 第 2 号社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添 1 の「指定障害福祉サービス事業者等の指導指針」による実地指導の前年度の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった障害者支援施設については、当該年度の一般監査を省略し実地ではなく書面により実施することができる。また、適正な運営が概ね確保されていると認められる障害者支援施設については、当該年度及び次年度における一般監査を省略することができる。</p>
老人福祉施設	
特別養護老人ホーム	<p>3 箇年に 1 回を原則</p> <p>ただし、施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ詳細を確認する必要があると認めるとき、前年度監査において問題点等を発見した場合には、原則によらず必要の都度、一般監査を行うこととする。</p>
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
児童福祉施設	
乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童家庭支援センター	<p>年 1 回 (※)</p>
幼保連携型認定こども園	<p>年 1 回 (※)</p>

(※) 次のいずれかに該当する場合は、第 4 条第 3 号に規定する項目ごとに書面とすることができる。

- ア 前年度の定期監査において文書指摘がなく、概ね適正な運営が確保されていると認められるもの
- イ 前年度の定期監査において文書指摘があったが、その改善が確認されるなど、概ね適正な運営が確保されていると認められるもの